

事務連絡  
平成26年3月31日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕  
障害保健福祉関係部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))の一部改正に伴う留意事項等について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定障害者支援施設等における療養の給付につきましては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))により取り扱われているところです。

今般、上記通知の一部が改正され、平成26年4月1日より適用することとされたところではありますが、その実施に当たっては、別紙事項について十分留意の上、関係機関、団体等に周知徹底をお願い致します。

なお、本件については、保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

(別紙)

### 1. 通知概要（障害者支援施設等に係る部分）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号(厚生労働省保険局医療課長通知))の改正通知(以下「改正通知」という。)の対象となる施設は、保険医が配置医師である場合の施設を指しており、対象施設のうち、障害福祉サービス等で対象となっているのは、改正通知項目1の(2)に掲げる指定障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る)等となっているところである。

この対象施設において、配置医師がそれぞれの施設に入所している利用者(患者)に対して行った診療については、自立支援給付において評価されていることから、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料を算定できないこと(改正通知項目1部分(以下「項目1」))や、退院時共同指導料等を算定しない(改正通知項目4部分(以下「項目4」))などの取扱い(以下「併給調整」)となっているところ。

ただし、指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発0126001号)第三の1(以下「解釈通知」))により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、項目1及び項目4の対象としない取扱いとなったところ(改正通知項目6に掲げる診療報酬等(在宅患者訪問看護・指導料等)を除く。)。

### 2. 障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る）に関する取扱い

上記概要の通り、改正通知により、平成26年4月1日以降については、障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る)のうち、解釈通知により医師を配置しない施設については、併給調整の対象外となり、当該施設に入所する利用者に対して行った診療についても、初診料、再診料等を算定できる取扱いとなったところである。

なお、生活介護を実施する施設等について、医師を配置しない場合については、障害福祉サービス等報酬(本体報酬)より一律12単位を減算する形となっており、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出の提出が必要となってくるところである。

当該届出については、本年4月中まで提出可能となっているところであるが、届出に係る確認作業等も考慮し、できるだけ早めの周知を行うなどの配慮をお願いしたい。

### 3. 医療保険関係部局等との連携

改正通知については、厚生労働省保険局医療課より各自治体等医療保険関係部局等に周知されているが、障害福祉関係部局についても、本事務連絡を通じ、該当施設等における診療報酬の取扱い等について医療保険関係部局と連携を徹底するとともに、関係施設等について取扱いに遺漏の無いよう、周知徹底を行っていただきたい。